

造礁サンゴの特別採捕許可にあたっての提案

日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全委員会

2004年12月11日

沖縄県が造礁サンゴの特別採捕の申請受付と許可を行うにあたって、基準を検討するときの参考としてもらうために、以下に具体例を提示します。

・目的別の特別採捕許可

造礁サンゴの特別採捕許可（以後、特採と略記）は、試験研究・教育を目的とする特採（特採Aとする）と、それ以外の養殖等の商業的利用を目的とする特採（特採B）に区別する。特採Aで採捕したサンゴは、その成長部分を含め販売等の商業利用をしてはならない。特採Bの場合には、在庫管理と報告を義務づける。

・申請書に必要な記載事項および許可のための制限と条件

1．申請書に必要な記載事項等

1) 特採A・Bともに事業主体、目的（試験研究用、教育用、移植用、養殖用など）の別と具体的内容（採捕時期、種類、量、場所と範囲）などを明記した事業計画書を提出する。特採Bでは、養殖場所、飼育管理方法、出荷予定時期、移植予定場所なども事業計画書に明記する。

2．採捕の事前・事後提出書類、採捕量（特採A、B）

- 1) 申請時に、採捕予定場所の地図と範囲を明示する。
- 2) 採捕量は申請一件あたり陸上湿重量 30kg 以下とする。ただし、港湾・道路など開発工事により消滅する可能性のある群体を移植する場合、サンゴの採捕量は制限しない。
- 3) 採捕した群体の採捕前後の写真、当該群体を含む可能な限り 2 m 四方の写真、採捕日時を、採捕後 2 週間以内に報告する。

3．採捕の許可期間、水深範囲、対象種など（特採B）

- 1) 申請一件の許可期間は 3 ヶ月以内とする。
- 2) 採捕の水深は原則として 10m 以浅とする。
- 3) 採捕の対象種は原則として、ミドリイシ属、コモンサンゴ属、ハマサンゴ属（枝状種のみ）で、採捕範囲で分布の多いものに限る。
- 4) 申請一件の採捕範囲は原則として 5m 四方～20m 四方とする。原則として、同一場所での一年以内の再採捕は許可しない。

4．採捕サンゴの取り扱い（特採B）

- 1) 採捕物の移植および販売・譲渡は、原則として6ヶ月以上養殖したものに限る。
- 2) 採捕物を移植または販売・譲渡しようとする場合には、沖縄県など所定の機関に報告して許可証を取得し、養殖されたものであることを示す識別標識をサンゴに固定する。サンゴ養殖業者が採捕物を購入または譲渡を受けた場合にも、沖縄県へ届け出るとともに、以後、本項の手続きに従う。
- 3) 採捕物を移植した場合には、定期的に調査を行い、結果を沖縄県へ報告する。また、採捕物を購入または譲渡を受けたものが移植を行った場合も同様とする。

5．特別採捕許可内容の公開

- 1) 特採主体、目的、採捕の区域、期間、種類・数量などを記載した許可内容を公開する。インターネットで閲覧できることが望ましい。

6．その他

- 1) 海中の増養殖施設や蓄養施設に自然に付着したサンゴを採捕する場合は、サンゴの種類と採捕量は制限しない。他の事項は全て適用する。
- 2) 自然海域から採捕した卵と浮遊幼生については、特採は不要とする。ただし、販売や譲渡はできない。また、一群体から一回に放出される卵または浮遊幼生全体を採捕対象とするような場合は、特採を必要とする。
- 3) 台風などで折れたサンゴ群体や断片を移植する場合も特採を要する。

・審議会

申請の事業計画の妥当性を科学的に評価し、審査過程に公開性をもたせるため、沖縄県は学識経験者などからなる審議会を召集する。また、審議会は、本提案の内容を含め、特採制度の評価および方針について協議する。特に、陸上にある造礁サンゴが特採で得られたものか密漁によるものかを効果的に識別できる方法の早急な確立を図る。

- 1) 特採申請時期は原則として年1回、特定期間とする。
- 2) 審議会は一年2回開催を原則とし、1回は事業計画の評価、1回は特採制度の評価・方針について協議する。
- 3) 審議会での意見は、特採の許可に対して相応の拘束力をもつものでなければならない。